

令和6年度 学校人権教育実施状況調査について

心の支援課人権支援係

【調査方法】

県内全公立学校を対象とし、指定フォームにて回答を依頼。回答期間令和6年12月～令和7年1月。
時数等については年度末時点の見込みとして回答。

1 児童生徒の教育課題（複数選択可）

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①つながりのある集団づくり	35.9	29.4	50.9
②基盤となる人権意識の確立	46.0	40.2	31.6
③自他の違いを豊かさとしてとらえる感性の育成	52.9	38.2	35.1
④コミュニケーション能力の育成	53.1	65.7	80.7
⑤主体的に学ぶ意欲や態度の育成	44.1	52.0	42.1
⑥自尊感情の醸成	53.6	51.0	40.4

- ・どの学校種においても、コミュニケーション能力の育成に課題を感じている学校が多い。自分の気持ちを伝えられること、相手の思いを分かろうとすることは、人権や差別の問題に向き合う基盤となるため、引き続き、人間関係づくりや交流や体験学習を活かした活動等を含め、学校生活全体での取組を推進していく。

2 【第三次とりまとめ】に基いた取組について（複数選択可）

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①学校教育の目標に、人権教育の視点からの内容が示されている	88.6	83.3	87.7
②人権教育推進のための校内組織が整えられている	79.9	66.7	71.9
③人権教育の全体計画が作成されている	89.2	73.5	73.7
④人権教育の年間計画指導計画が作成されている	73.0	62.7	52.6
⑤学校評価の項目に、人権教育の視点からの内容が位置づいている	80.1	65.7	80.7
⑥家庭・地域と連携し、授業公開や研修会、講師招聘、施設見学・交流・職業体験などの取組を行っている	76.9	51.0	61.4

- ・どの学校種においても、高い割合で学校教育の目標に人権教育の視点からの内容が示され、全体計画も作成されている。県としては、人権教育の全体計画、年間指導計画を作成している学校が100%となるよう引き続き働きかけていく。

3 校内推進体制の整備状況について（複数選択可）

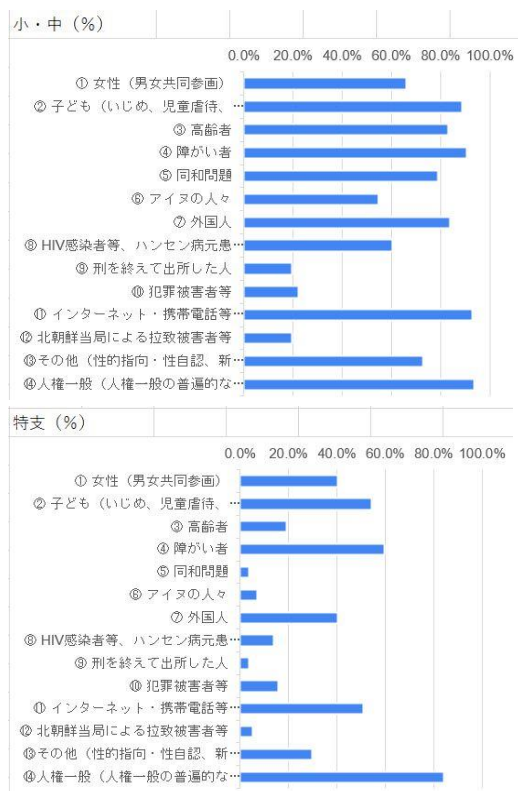
項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①いじめを発見し、解決するための体制整備	97.6	86.3	78.9
②日常的な安全管理や安全指導	93.5	77.5	93.0

③児童生徒が悩みを相談できる体制整備	95.5	94.1	86.0
④人権意識を高めることにつながる職員研修	72.4	61.8	82.5
⑤児童虐待に対応するための体制整備	70.9	30.4	78.9
⑥性被害・性暴力に対応するための体制整備	63.4	45.1	70.2
⑦児童生徒の意見が学校行事、学級経営へ反映される機会の確保	71.3	53.9	52.6
⑧性的マイノリティへの配慮	48.5	45.1	19.3

- ・学校の状況に応じて、校内推進体制が整備されてきている。特に、小中学校に関しては、多くの項目において取組が進んでいると言える。
- ・どの学校においても必要と考えられる「性的マイノリティへの配慮」については、小中、高校において約半数の学校にとどまっている。よって各校においては、文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」（平成28年4月）等を参考にしながら、さらに配慮を進めていく必要がある。

4 個別の人権課題に関する学習の取組状況（実施したものを選択）

項目	小・中（％）	高校（％）	特支（％）
①女性（男女共同参画）	66.2	73.5	40.4
②子ども（いじめ、児童虐待、こどもの権利等）	88.8	68.6	54.4
③高齢者	83.2	69.6	19.3
④障がい者	90.7	82.4	59.6
⑤同和問題	78.7	51.0	3.5
⑥アイヌの人々	54.7	57.8	7.0
⑦外国人	83.8	70.6	40.4
⑧HIV感染者、ハンセン病元患者とその家族等	60.3	64.7	14.0
⑨刑を終えて出所した人	19.4	21.6	3.5
⑩犯罪被害者等	22.2	35.3	15.8
⑪インターネット・携帯電話等による人権侵害	92.9	83.3	50.9
⑫北朝鮮当局による拉致被害者等	19.6	20.6	5.3
⑬その他（性的指向・性自認、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止、上記以外）	72.9	70.6	29.8
⑭人権一般（人権一般の普遍的な視点）	93.8	84.3	84.2



- ・どの学校種においても、「インターネット・携帯電話等による人権侵害」「障がい者」について、高い割合で扱っている。
- ・いじめ、児童虐待を含む「子ども」については、特に小中学校で多く扱っている。
- ・個別の人権課題に関しては、万遍なく学ぶ機会を持つことが理想である。県としても、研修等を通して教職員自らが学ぶ機会を設けたり、引き続き取組事例を紹介したりするなどして扱う機会を増やしていく。

◇全学年の実施総時数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
127.7 時間	72.8 時間	72.9 時間	54.1 時間

- ・小学校では、1年に約21時間、中学校、高校では、1年間に約24時間個別の人権課題に取り組んでいる。

5 人権教育に関する職員研修について（複数選択可）

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①一般人権の普遍的な視点	64.7	58.8	68.4
②個別的な人権課題	32.8	33.3	45.6
③児童虐待に関する内容	38.4	22.5	26.3
④体罰の問題、児童生徒に対する言葉づかい、課題のある児童生徒の背景の理解等の内容	71.8	43.1	57.9
⑤体験的な学習	37.7	14.7	21.1
⑥家庭・地域と連携した研修	49.6	16.7	28.1
⑦人権に配慮した授業づくり	52.8	23.5	35.1
⑧実施していない	6.3	8.8	1.8

- ・自尊感情や人間関係調整力、他者理解など「一般人権の普遍的な視点」についての研修については、どの学校種においても約6～7割の学校で実施している。また、特に、小中学校においては、体罰や児童生徒に対する言葉づかいなど、子どもの人権に配慮した指導のあり方を職員全体で見直し、更新

していく研修を多く設けている。県としては、引き続き事例や、短時間で行える研修パッケージ等の提供を行っていく。

6 性被害防止のための指導について（複数選択可）

◇「長野県子どもを性被害から守るための条例」の中で、「学校等の責務」として定められている「子どもの性被害防止のための取組」について、実施しているもの

項目	小・中（％）	高校（％）	特支（％）
①人権教育	77.1	69.6	70.2
②性に関する指導	83.6	78.4	75.4
③情報モラルの関する指導	87.1	80.4	54.4
④実施していない	2.8	6.9	1.8

◇実施した性被害防止のための指導内容について該当する項目をお選びください

項目	小・中（％）	高校（％）	特支（％）
①「性被害防止教育キャラバン隊講演会」及び講演会の事前事後指導	12.9	45.1	19.3
②「ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研究会」の成果を活用	21.8	18.6	14.0
③文部科学省「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した取組	18.7	6.9	10.5
④その他（例：文部科学省の動画を視聴）	47.4	30.4	40.4
⑤実施していない	21.5	19.6	28.1

- ・どの学校種においても、大半の学校が「長野県子どもを性被害から守るための条例」にある「学校等の責務」として、学校種に応じた必要な取組を実施している。
- ・子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう令和5年から本格的に取り組みが始まっている「生命の安全教育」に関しては、実施率が小中学校で2割に満たないことが分かった。どの学校種においても、性被害、性暴力の被害が後を絶たない現状を踏まえ、県としても、さらなる周知に努める。

【生命（いのち）の安全教育】（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



7 いじめ等に関する取組について

<子どもたちが主体となり、いじめの問題に対して取り組んでいる事例>

- 児童対象のいじめアンケートを実施し、詳しく聞き取りを行うことで、自分に起こった出来事を自分の言葉で語り、今後どうしていきたいかを考えられる子どもを育てていけるよう努めている（小）。
- 日常から友だちの気持ちを考えること、自分自身も友だちも同じように大切であることを考えながら、学校生活を送っている。いじめと思われる場面に遭遇した時「これは、いじめじゃないかな」「その暴力はおかしいんじゃないかな」と、子どもたちから友だちを守る声があがるようになった（小）。
- 児童会の本部委員会が「他喜力ポスト」を設け、他喜力が見られた時に、「他喜力カード」に記入し、

ポストに入れる取組をしている。そのカードのいくつかを昼の放送で紹介している（小）。

- 全校で「いじめをなくそう宣言」に取り組み、その宣言を児童昇降口に掲示、他学年の宣言内容をお互いに見合うようにした。いじめに関する授業を各学級で実施し、子どもたちがいじめをなくすためにできることを考えたり、実践したりすることができた。縦割り活動班による「友だちと仲良くするために大切にしたいこと」について話し合う活動をした（小）。
- 人権月間中に生徒会執行部主催の「多様性集会」を実施。全校で動画を資料し、問題提起に対して考えたり、意見交流したりした（中）。
- 生徒会が企画し、何気ない友だちのよさや、されてうれしかった行動を募集し、お昼の放送で全校に紹介した（中）。
- 生徒集会や生徒総会など、集会の際の縦割りのグループ分けの工夫や、生徒会行事、日常生活の各所で温かいつながりを意識している。また、授業の心構えとして待つ、許す、認めるといった合言葉を教師と生徒両方が意識している（中）。
- 生徒会が主体となって人権アンケートを実施し、その結果からクラスの人権目標を立てて、お互いの人権を大切にする取組を行っている（中）。
- 「いじめのない学校づくり宣言」（高）。
- 生徒会の生活委員会によるピンクシャツデーの実施（高）。
- 人権教育月間に、子どもたちが主体となってなかよし集会を企画、実行した（特支）。

< SNSに起因するいじめ等を防ぐことにつながる取組について、実施していること >（複数選択可）

項目	小・中（％）	高校（％）	特支（％）
①いじめ全般についての学習	77.2	47.1	36.8
②情報モラルについての学習	93.7	84.3	56.1
③SNS の利用方法（書き込み、課金等）についての指導・注意喚起	81.5	78.4	59.6
④外部講師を招いての講演会	60.1	43.1	21.1
⑤GIGA ワークブックの活用	6.9	1.0	0
⑥保護者・家庭との連携（家庭での使用ルール作り等）	62.5	8.8	42.1
⑦実施していない	1.3	2.0	10.5

- ・情報端末を介したトラブルは、年々増加傾向にあり、各学校においても情報モラル、SNSの利用方法について危機感をもって取り組んでいる。
- ・県としては、引き続き全校種で使うことができる「GIGAワークブック信州」の活用も呼び掛けていく。

【GIGAワークブック信州】（長野県教育委員会）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/gigaworkbookshinshu.html>



8 「同和問題」への取組について

< 扱うことに自信がないと感じている若手教員等への具体的な支援について >

- 「あけぼの」に載っている教材などを授業で扱う時に、講師として同和問題に取り組まれてきた先生に授業の感想を含めてお話をいただく機会をもつ。事後の指導を通して、若手が気づけなかった視点についても温かくお話いただき、若手も学ぶ機会となる（小）。
- 知識や指導経験のある教師や、専門的な立場の方に、過去の状況や現在に至るまでのようすなどに

ついて伝えていただくことが大事だと考える。指導書などに基づくことも必要だが、先生方が多くを知ったうえで授業に臨むことで、内容の深い授業となると考える（小）。

○何でも話しやすい職場づくりと経験のある同僚から授業の実際や子どもたちへのはたらきかけについてアドバイスしたり、お互いに話題を共有したりしていく（小）。

○人権教育読本「あけぼの」について職員同士で話題にしたり、ベテラン教員が過去に自分が取り組んだ実践を若手教員に話したりして、授業の具体を考えている（小）。

○自信がないと感じるのは「知らないこと」が理由のひとつとして考えられる。「知らないから指導できない」ではなく、生徒や他の職員と一緒に知ることから始めることが何よりも大事だと思う（中）。

○教師自身が正しい知識を身に付けていることが大切なので、DVD「村人さえ無事なら」などを用いて、被差別部落の人々が本当はどんな役割を担っていたのかを知る機会を設ける（中）。

○講師を招いて、現在起こっている差別について、係だけでなく全職員が研修を受けることは意識づけとなる（小）。

○年度当初、講師を呼んで研修を深め、教師は学習への必要性をもって授業に向かうようにしている（中）。

○人権教育担当が職員室で話題にし、分からないことをざっくばらんに話せるようにしている（中）。

○現在、人権教育読本「あけぼの」の活用の方法を研究している（高）。

○指導経験が豊富なベテラン教員が若手教員にアドバイスしている（高）。

○教員自体が、他の地区での差別の実態や取組の実践を知らない。育った地域によっては、小中学校で習った以上のことを学んできていない。その点を埋める知識や経験が必要だと考える（特支）。

- ・多くの学校で、県や市町村主催の研修会に参加したり、外部講師を招いたり、部落差別の現状を理解する機会を設けている。また、ベテランの教諭が若手と一緒に授業を考える等のサポートをしている。

- ・回答の中には、部落差別について授業で扱う機会のない教員が増えていること、児童生徒がネットを経由して、同和問題を誤ったまま理解してしまうことへの危機感、職員全体が研修することの必要性についての言及もあった。県としても教師自身が知識を更新したり、自ら向き合うきっかけとなったりするよう、令和7年度も「同和問題ミニ講座」（オンライン）はじめ、研修等において、取組を推進していく。

※令和7年度「同和問題ミニ講座」については、7月末から開講予定

令和6年度に、各校が職員研修や人権教育講演会でお呼びした講師についての回答データは、各教育事務所にあります。

必要な場合は、各教育事務所の人権教育担当にお問合せください。